# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月12日

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 桐谷 重毅

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

【事務連絡者氏名】 法務部 山﨑 誠吾

【電話番号】 03 - 6437 - 6000

【届出の対象とした募集(売出)内国投 GSグローバル・マーケット・ストラテジー(年1回決算型)

資信託受益証券に係るファンドの名

称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投 5,000億円を上限とします。

資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年6月6日付で提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の記載事項に変更が生じ、また、本日、 半期報告書を提出いたしましたので、原届出書の関係事項を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するもので あります。

# 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正または更新します。 下線部\_\_\_\_\_が訂正部分を示します。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### 第一部【証券情報】

#### <訂正前>

<前略>

#### (5)申込手数料

3.24%(税抜3%)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは、販売会社<u>または上記(4)の照会先までお問い合わせください。</u>申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

#### (6)申込単位

-般コース: 100万口以上1万口単位 自動けいぞく投資コース: 100万円以上1円単位 <後略>

#### <訂正後>

<前略>

#### (5)申込手数料

3.24%(税抜3%)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは、販売会社<u>にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。</u>申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

#### (6)申込単位

一般コース: 100万口以上1万口単位

自動けいぞく投資コース: 100万口以上1口単位または100万円以上1円単位

### 第二部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

#### 1 ファンドの性格

#### <訂正前>

(1)ファンドの目的及び基本的性格

<中略>

2014年 3 月末現在

<中略>

ファンドの運用

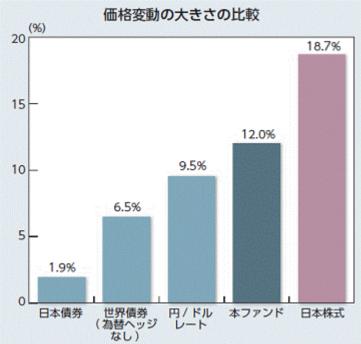
<中略>

(ご参考)ファンドのリスク水準について

<中略>

右図は、各資産の過去10年間(2004年4月から2014年3月まで)のリスク水準(月次リターンの年率標準偏差)と本ファンドの目標リスク水準を比較したものです。トラッキング・エラーが仮に目標値通りとした場合、本ファンドの価格変動の大きさは、円/ドルレートよりは大きく、日本株式よりは小さい水準となります。

本ファンドは目標トラッキング・エラーを年率 12%として運用しますが、ファンドのベンチマーク(1ヵ月円LIBOR)にほとんど変動がないとすれば、ファンドのトラッキング・エラー ファンド全体のリスク(ボラティリティ)と考えられます。



期間:2004年4月~2014年3月

<中略>

#### (3)ファンドの仕組み

<中略>

<ご参考>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

<中略>

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2013年12月末現在、グループ全体で8,076億米ドル(約85.1兆円<sup>\*</sup>)の資産を運用しています。

\*米ドルの円貨換算は便宜上、2013年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=105.39円)により、計算しております。

#### <訂正後>

#### (1)ファンドの目的及び基本的性格

<中略>

2014年 9 月末現在

<中略>

ファンドの運用

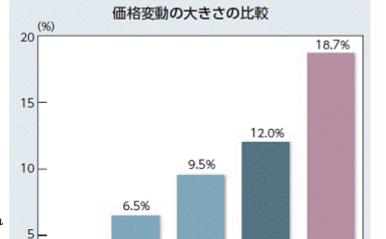
<中略>

<中略>

(ご参考)ファンドのリスク水準について

右図は、各資産の過去10年間(2004年10月から2014年9月まで)のリスク水準(月次リターンの年率標準偏差)と本ファンドの目標リスク水準を比較したものです。トラッキング・エラーが仮に目標値通りとした場合、本ファンドの価格変動の大きさは、円/ドルレートよりは大きく、日本株式よりは小さい水準となります。

本ファンドは目標トラッキング・エラーを年率 12%として運用しますが、ファンドのベンチマーク (1ヵ月円LIBOR)にほとんど変動がないとすれば、ファンドのトラッキング・エラー ファンド全体のリスク (ボラティリティ)と考えられます。



円/ドルレート

本ファンド

日本株式

期間:2004年<u>10月</u>~2014年<u>9月</u>

世界債券

(為替ヘッジ なし)

1.9%

日本債券

<中略>

#### (3)ファンドの仕組み

<中略>

<ご参考>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

<中略>

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2014年 6 月末現在、グループ全体で9,923億米ドル(約100.6兆円 $^*$ )の資産を運用しています。

\*米ドルの円貨換算は便宜上、2014年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=101.36円)により、計算しております。

#### 2 投資方針

<訂正前>

<前略>

(3)運用体制

<中略>

c . 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(5)投資制限

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

<中略>

8.同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社 債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にし ているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を 含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総 額の5%以下とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

<中略>

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

<訂正後>

<前略>

(3)運用体制

<中略>

c . 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(5)投資制限

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

<中略>

8.同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社 債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にし ているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条 / 3 第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を 含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総 額の5%以下とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

- 9. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により 算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (b) 信託約款上のその他の投資制限

<中略>

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

#### 3 投資リスク

<訂正前>

(1) 投資リスク

<中略>

(j)外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当(および同様の支払い)の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国債入庁(以下「IRS」といいます。)との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)について>

<中略>

2.FATCAを遵守していない受益者<u>(まとめて)</u>の情報、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年 に一度IRSに報告すること

<中略>

(2)投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

- (注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。
- (注2)上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

#### <訂正後>

#### (1) 投資リスク

#### <中略>

(i) 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当(および同様の支払い)の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国<u>歳</u>入庁(以下「IRS」といいます。)との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)について>

<中略>

2.FATCAを遵守していない受益者の情報<u>(まとめて)</u>、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年 に一度IRSに報告すること

<中略>

# (2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。) に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

- (注1)リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。
- (注2)上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

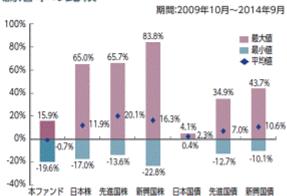
#### (3) 参考情報

### 年1回決算型

# 本ファンドの年間騰落率および分配金再 投資基準価額の推移



# 本ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較 (注)



グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較で きるように作成したものです。

#### (注)

全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、本ファンドおよびその他の代表的資産クラスについて表示したものです。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債:NOMURA-BPI国債

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダ

<u>イバーシファイド(円ベース)</u>

海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### 4 手数料等及び税金

#### <訂正前>

#### (1)申込手数料

(a) 3.24%(税抜3%)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは、販売会社<u>または下記の照会先までお問い合わせください。</u>申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 ( 6437 ) 6000 ( 受付時間:営業日の午前 9 時から午後 5 時まで )

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

<中略>

#### (3)信託報酬等

(a) 基本報酬

#### <中略>

委託会社	販売会社	受託銀行		
純資産総額に対し	純資産総額に対し	純資産総額に対し		
年率0.918%	年率0.972%	年率0.054%		
(税抜0.85%)	(税抜0.90%)	(税抜0.05%)		

<中略>

#### (4)その他の手数料等

#### <中略>

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

#### <訂正後>

#### (1)申込手数料

(a) 3.24%(税抜3%)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは、販売会社<u>にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。</u>申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに申込みに関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

<中略>

#### (3)信託報酬等

#### (a) 基本報酬

#### <中略>

支払先	委託会社	販売会社	受託銀行
<u>および</u>	(ファンドの運用、受託銀行への	(購入後の情報提供、運用報告書	<u>(ファンドの財産の管理、委託</u>
役務の	指図、基準価額の算出、目論見	等各種書類の送付、分配金・換	会社からの指図の実行等)
<u>内容</u>	書・運用報告書等の作成等)	金代金・償還金の支払い業務等)	
	純資産総額に対し	純資産総額に対し	純資産総額に対し
配 分	年率0.918%	年率0.972%	年率0.054%
	(税抜0.85%)	(税抜0.90%)	(税抜0.05%)

<中略>

#### (4)その他の手数料等

#### <中略>

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

<後略>

<u>次へ</u>

### 5 運用状況

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」については、下記の内容に更新されます。

#### <訂正・更新後>

#### (1)投資状況

(2014年9月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)	
親投資信託受益証券	日本	1,720,991,787	100.10	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,704,716	0.10	
合計(純資産総額)	-	1,719,287,071	100.00	

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 参考情報

< G S グローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンド >

(2014年9月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	2,706,350,933	81.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	624,597,918	18.75
合計(純資産総額)	-	3,330,948,851	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

# (2014年9月30日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価 額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親 投 資信託 受益証券		1,834,550,461	0.8898	1,632,383,001	0.9381	1,720,991,787	100.10

#### 種類別及び業種別投資比率(2014年9月30日現在)

種類	投資比率(%)		
親投資信託受益証券	100.10		
合計	100.10		

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# 参考情報

< G S グローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンド>

(2014年9月30日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	TREASURY BILL 0%	24,727,000	10,944.82	2,706,325,944	10,944.92	2,706,350,933	-	2014/11/20	81.25

#### 種類別及び業種別投資比率 (2014年9月30日現在)

種類	投資比率(%)		
国債証券	81.25		
合計	81.25		

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資不動産物件

(2014年9月30日現在)

該当事項はありません。

#### 参考情報

< G S グローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンド>

(2014年9月30日現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2014年9月30日現在)

該当事項はありません。

#### 参考情報

< G S グローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンド > 有価証券先物取引等

(2014年9月30日現在)

										(2014年3月30日現在)	
資産の 種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額金額	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	日本	大阪証券取引所	東証株価指数 先物	買建	117	日本円	1,506,158,875	1,506,158,875	1,552,005,000	1,552,005,000	46.59
#X51	アメリカ	シカゴ商品取引所	DJIA MINI	売建	3	米ドル	254,379.75	27,841,863	254,700	27,876,915	0.84
	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	36	米ドル	3,579,869.44	391,816,711	3,545,100	388,011,195	11.65
	アメリカ	シカゴ商業取引所	NSDQ100 MINI	買建	3	米ドル	245,009.28	26,816,266	242,130	26,501,128	0.80
	アメリカ	インターコンチネン タル取引所	RUSSELL MINI	買建	13	米ドル	1,517,808.6	166,124,152	1,445,860	158,249,377	4.75
	カナダ	モントリオール取引 所	S&P/TSE 60	買建	33	カナダドル	5,890,667.2	577,521,013	5,681,280	556,992,691	16.72
	ドイツ	ユーレックス・ドイ ツ金融先物取引所	DAX DTB	買建	7	ユーロ	1,683,380.14	233,771,001	1,650,600	229,218,822	6.88
	イタリア	イタリア証券取引所	S&P/MIB	売建	18	ユーロ	1,854,412.8	257,522,305	1,846,800	256,465,116	7.70
	フランス	Marche des Options Negociables de Paris	CAC40	売建	40	ユーロ	1,756,810.85	243,968,322	1,742,000	241,911,540	7.26
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200	売建	30	オーストラ リアドル	4,115,884.5	391,791,045	3,948,000	375,810,120	11.28
	イギリス	ロンドン国際金融先 物オプション取引所	FTSE 100	買建	10	英ポンド	676,437.04	120,229,920	661,900	117,646,106	3.53
	スイス	ユーレックス・ チューリッヒ取引所	SWISS MKT	売建	42	スイス フラン	3,685,434.9	424,082,993	3,685,080	424,042,155	12.73
	香港	香港先物取引所	HANG SENG	買建	8	香港ドル	9,574,886.15	135,005,895	9,286,000	130,932,600	3.93
	オランダ	アムステルダム取引 所	AEX	買建	21	ユーロ	1,750,943.25	243,153,489	1,756,020	243,858,497	7.32
	スペイン	スペイン金融先物取引所(マドリード)	IBEX 35	売建	14	ユーロ	1,512,104.3	209,985,923	1,496,320	207,793,958	6.24
	スウェー デン	Nasdaq Omx Europe	OMXS30	買建	24	スウェーデ ンクローナ	3,342,515.97	50,538,842	3,344,712	50,572,045	1.52
債券先 物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイ ツ金融先物取引所	BUND10Y 1412	買建	34	ユーロ	5,062,505	703,030,069	5,083,680	705,970,641	21.19

- (注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。
- (注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

# (3)運用実績

純資産の推移

2014年9月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

ļ	明別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額(円) (分配落)	1口当たり純 資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2005年3月14日)	63,674	63,687	1.0212	1.0214
第2計算期間末	(2006年3月13日)	40,685	40,702	1.2139	1.2144
第3計算期間末	(2007年3月12日)	42,141	42,141	0.9900	0.9900
第4計算期間末	(2008年3月12日)	14,304	14,304	0.7922	0.7922
第5計算期間末	(2009年3月12日)	8,433	8,433	0.7479	0.7479
第6計算期間末	(2010年3月12日)	5,975	5,975	0.8219	0.8219
第7計算期間末	(2011年3月14日)	4,457	4,457	0.8906	0.8906
第8計算期間末	(2012年3月12日)	3,270	3,270	0.8348	0.8348
第9計算期間末	(2013年3月12日)	2,622	2,622	0.8287	0.8287
第10計算期間末	(2014年3月12日)	1,752	1,752	0.6948	0.6948
	2013年 9 月末日	2,127	-	0.7476	-
	10月末日	2,067	-	0.7374	-
	11月末日	2,036	-	0.7471	-
	12月末日	1,951	1	0.7453	-
	2014年 1 月末日	1,819	-	0.7025	-
	2月末日	1,771	-	0.7006	-
	3月末日	1,761	1	0.7056	-
	4月末日	1,721	-	0.6967	-
	5 月末日	1,725	-	0.7014	-
	6月末日	1,753	-	0.7210	
	7月末日	1,752	-	0.7272	-
	8月末日	1,753	-	0.7296	-
	9月末日	1,719	-	0.7248	-

<sup>(</sup>注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

# 分配の推移

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	2004年10月28日~2005年3月14日	0.0002
第2計算期間	2005年 3 月15日 ~ 2006年 3 月13日	0.0005
第3計算期間	2006年 3 月14日 ~ 2007年 3 月12日	0.0000
第4計算期間	2007年3月13日~2008年3月12日	0.0000
第5計算期間	2008年3月13日~2009年3月12日	0.0000
第6計算期間	2009年3月13日~2010年3月12日	0.0000
第7計算期間	2010年 3 月13日 ~ 2011年 3 月14日	0.0000
第8計算期間	2011年3月15日~2012年3月12日	0.0000
第9計算期間	2012年 3 月13日 ~ 2013年 3 月12日	0.0000
第10計算期間	2013年 3 月13日 ~ 2014年 3 月12日	0.0000

# 収益率の推移

期	期間	収益率(%)
第 1 計算期間	2004年10月28日~2005年3月14日	2.1
第2計算期間	2005年3月15日~2006年3月13日	18.9
第3計算期間	2006年3月14日~2007年3月12日	18.4
第4計算期間	2007年3月13日~2008年3月12日	20.0
第5計算期間	2008年3月13日~2009年3月12日	5.6
第6計算期間	2009年3月13日~2010年3月12日	9.9
第7計算期間	2010年3月13日~2011年3月14日	8.4
第8計算期間	2011年3月15日~2012年3月12日	6.3
第9計算期間	2012年 3 月13日 ~ 2013年 3 月12日	0.7
第10計算期間	2013年 3 月13日 ~ 2014年 3 月12日	16.2
第11中間計算期間	2014年 3 月13日 ~ 2014年 9 月12日	4.8

# (4)設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2004年10月28日~2005年3月14日	63,593,458,871	1,241,446,658	62,352,012,213
第2計算期間	2005年3月15日~2006年3月13日	20,554,063,240	49,388,519,802	33,517,555,651
第3計算期間	2006年3月14日~2007年3月12日	33,792,499,454	24,744,263,469	42,565,791,636
第4計算期間	2007年3月13日~2008年3月12日	637,736,307	25,147,817,263	18,055,710,680
第5計算期間	2008年3月13日~2009年3月12日	15,459,355	6,794,347,007	11,276,823,028
第6計算期間	2009年3月13日~2010年3月12日	1,155,360	4,008,063,746	7,269,914,642
第7計算期間	2010年3月13日~2011年3月14日	6,674,896	2,271,142,774	5,005,446,764
第8計算期間	2011年3月15日~2012年3月12日	3,419,399	1,091,636,871	3,917,229,292
第9計算期間	2012年3月13日~2013年3月12日	15,107,897	767,944,487	3,164,392,702
第10計算期間	2013年3月13日~2014年3月12日	2,000,000	644,655,846	2,521,736,856
第11中間計算期間	2014年3月13日~2014年9月12日	15,339,350	153,184,635	2,383,891,571

<sup>(</sup>注) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

<u>次へ</u>

### (参考)運用実績

#### 最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

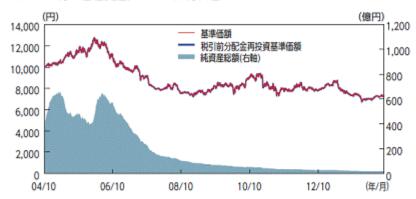
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2014年9月30日現在

#### 年1回決算型

# 基準価額・純資産の推移

2004年10月28日(設定日)~2014年9月30日



#### 基準価額・純資産総額

基準価額	7,248円
純資産総額	17.2億円

#### 期間別騰落率(税引前分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-0.66%
3ヵ月	0.53%
6ヵ月	2.72%
1年	-3.05%
3年	-8.33%
5年	-9.20%
設定来	-27.48%

●税引前分配金再投資基準価額および期間別騰落率(税引前分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。

#### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	10/3/12	11/3/14	12/3/12	13/3/12	14/3/12	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	7円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 主要な資産の状況

各戦略の状況(2014年9月リバランス時点)

対象	ポジション
日本	買い
カナダ	買い
オランダ	買い
ドイツ	買い
香港	買い
スウェーデン	買い
フィンランド	中立
アイルランド	中立
シンガポール	中立
英国	売り
スペイン	売り
イタリア	売り
フランス	売り
米国	売り
オーストラリア	売り
スイス	売り

株式国別ロング・ショート戦略

債券国別ロング・ショート戦略		
対象	ポジション	
ドイツ	買い	
オーストラリア	中立	
カナダ	中立	
英国	売り	
日本	売り	
米国	売り	

通貨別ロング	・ショート戦略
対象	ポジション
豪ドル	買い
カナダ・ドル	買い
英ポンド	買い
ノルウェー・クローネ	買い
日本円	買い
NZドル	買い
シンガポール・ドル	中立
米ドル	売り
スイス・フラン	売り
スウェーデン・クローナ	売り
ユーロ	売り

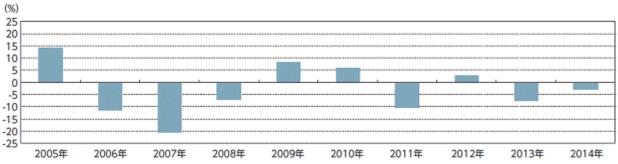
対象	ポジション
世界株式	買い
世界債券	買い

Mark C2 2 1/3C	
対象	ポジション
米国大型株式	売り
米国小型株式	買い
小田小里水丛	Mo

一般優良株	売り
テクノロジー株	買い

※「一般優良株」はダウ・ジョーンズ工業株30種採用銘柄、「テクノロジー株」はナスダック100指数採用銘柄を指しています。

# 年間収益率の推移



- ●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
- ●2014年は1月から9月末までの騰落率を表示しています。

# 第2【管理及び運営】

1 申込(販売)手続等

<訂正前>

<前略>

(4) お買付単位は、「一般コース」の場合は100万口以上1万口単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は100万円以上1円単位とします。ただし、別途買付に係る契約を結ばれている場合は、当該契約によります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<後略>

<訂正後>

< 前略 >

(4) お買付単位は、「一般コース」の場合は100万口以上1万口単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は100万口以上1口単位または100万円以上1円単位とします。ただし、別途買付に係る契約を結ばれている場合は、当該契約によります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<後略>

3 資産管理等の概要

<訂正前>

(1)資産の評価

<中略>

委託会社は、年2回(3月および9月)の毎計算期末および信託終了時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。なお、成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、上記照会先電話番号にお問い合わせいただければお知らせいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

<中略>

(5)その他

<中略>

b . 約款変更

<中略>

- c . その他の契約の変更
  - (a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社(GSAMニューヨーク)との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

d . 反対者の買取請求権

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.ま たは上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己 に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

#### < 訂正後 >

#### (1)資産の評価

<中略>

委託会社は、年2回(3月および9月)の毎計算期末および信託終了時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容 などを記載した運用報告書<u>(交付運用報告書</u>を作成している場合は、交付運用報告書)を作成し、販売会社を通じて お渡しいたします。なお、成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、上記照会先電話番号にお 問い合わせいただければお知らせいたします。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の 交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されて います。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

<中略>

(5)その他

<中略>

b. 約款変更

<中略>

#### c . 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.ま たは上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己 に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

#### d.関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更 新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社(GSAMニューヨーク)との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資 顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の 違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその 他の理由により委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、また は本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができま す。

e . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

### 第3【ファンドの経理状況】

### 1 財務諸表

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」については、以下の内容が追加されます。

#### <追加>

- (1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
  - なお、中間財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期中間計算期間(2014年3月13日から2014年9月12日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 【 G S グローバル・マーケット・ストラテジー (年 1 回決算型)中間財務諸表】 (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第11期中間計算期間 (2014年9月12日現在)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	1,753,286,932
未収入金	<u> </u>
流動資産合計	1,753,286,932
資産合計	1,753,286,932
負債の部	
流動負債	
未払解約金	-
未払受託者報酬	472,543
未払委託者報酬	16,538,959
その他未払費用	437,885
流動負債合計	17,449,387
負債合計	17,449,387
純資産の部	
元本等	
元本	2,383,891,571
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	648,054,026
(分配準備積立金)	281,259,260
元本等合計	1,735,837,545
純資産合計	1,735,837,545
負債純資産合計	1,753,286,932

# (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第11期中間計算期間 自 2014年 3 月13日 至 2014年 9 月12日
営業収益	
有価証券売買等損益	98,945,426
営業収益合計	98,945,426
営業費用	
受託者報酬	472,543
委託者報酬	16,538,959
その他費用	437,885
営業費用合計	17,449,387
営業利益又は営業損失( )	81,496,039
経常利益又は経常損失( )	81,496,039
中間純利益又は中間純損失( )	81,496,039
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額( )	2,328,484
期首剰余金又は期首欠損金()	769,552,682
剰余金増加額又は欠損金減少額	46,740,834
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	46,740,834
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,409,733
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	4,409,733
分配金	<u> </u>
中間剰余金又は中間欠損金( )	648,054,026

<u>次へ</u>

### (3)中間注記表

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第11期中間計算期間 自 2014年 3 月13日 至 2014年 9 月12日
有価証券の評価基準及び評価方	親投資信託受益証券
法	移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

# (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第11期中間計算期間 (2014年 9 月12日現在)
1.元本の推移	
期首元本額	2,521,736,856円
期中追加設定元本額	15,339,350円
期中一部解約元本額	153,184,635円
2 . 受益権の総数	2,383,891,571□
3.元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は648,054,026円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記) 該当事項はありません。

# (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第11期中間計算期間 自 2014年 3 月13日 至 2014年 9 月12日
1.中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿 価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価 基準及び評価方法」に記載しております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金年及び計画方法」に記載しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

# (1口当たり情報)

項目	第11期中間計算期間 (2014年 9 月12日現在)
1口当たり純資産額	0.7282円

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

次へ

### 参考情報

本ファンドは、「GSグローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

### (1)貸借対照表

Π/A	注記	(2014年3月12日現在)	(2014年 9 月12日現在)
区分	番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		46,964,094	52,268,232
コール・ローン		501,532,076	546,173,067
国債証券		-	2,651,213,774
特殊債券		2,865,215,869	-
派生商品評価勘定		37,925,655	79,833,662
未収入金		3,251,524,291	345,671,664
未収利息		770	582
前払金		56,545	-
差入委託証拠金		258,852,737	277,585,623
流動資産合計		6,962,072,037	3,952,746,604
資産合計		6,962,072,037	3,952,746,604
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		80,962,888	143,116,099
前受金		1,616,785	-
未払金		3,371,280,479	413,280,837
未払解約金		5,153,000	3,195,900
流動負債合計		3,459,013,152	559,592,836
負債合計		3,459,013,152	559,592,836
純資産の部			
元本等			
元本		3,937,324,821	3,604,034,809
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		434,265,936	210,881,041
元本等合計		3,503,058,885	3,393,153,768
純資産合計		3,503,058,885	3,393,153,768
負債純資産合計		6,962,072,037	3,952,746,604

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2013年 3 月13日 至 2014年 3 月12日	自 2014年 3 月13日 至 2014年 9 月12日
1 . 有価証券の評価基準及び	特殊債券	国債証券、特殊債券
評価方法	個別法に基づき、法令及び一般社団法	同左
	人投資信託協会規則に従い、時価評価し	
	ております。	
2 . デリバティブの評価基準	(1)為替予約取引	(1)為替予約取引
及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わ	同左
	が国における対顧客先物売買相場の仲	
	値によって計算しております。	
	(2) 先物取引	(2) 先物取引
	個別法に基づき、法令及び一般社団	同左
	法人投資信託協会規則に従い、時価評	
	価しております。	
3.その他財務諸表作成のた	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準
めの基本となる重要な事	外貨建取引については、「投資信託財	同左
項	産の計算に関する規則」(平成12年総理	
	府令第133号)第60条に基づき、取引発生	
	時の外国通貨の額をもって記録する方法	
	を採用しております。	
	但し、同61条に基づき、外国通貨の売	
	却時において、当該外国通貨に加えて、	
	外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建	
	各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対	
	する当該売却外国通貨の割合相当額を当	
	該外国通貨の売却時の外国為替相場等で	
	円換算し、前日の外貨基金勘定に対する	
	円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦	
	貨建資産等の外国投資勘定と、円換算し	
	た外貨基金勘定を相殺した差額を為替差	
	損益とする計理処理を採用しておりま	
	す。	

# (貸借対照表に関する注記)

項目	(2014年3月12日現在)	(2014年9月12日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	5,322,222,717円	3,937,324,821円
期中追加設定元本額	13,249,962円	11,914,783円
期中一部解約元本額	1,398,147,858円	345,204,795円
期末元本額	3,937,324,821円	3,604,034,809円
元本の内訳		
G S グローバル・マーケット・ストラテジー (年 1 回決算型)	1,990,679,421円	1,862,227,225円
G S グローバル・マーケット・ストラテジー (年 2 回決算型)	1,867,701,791円	1,676,191,243円
G S グローバル・マーケット・ストラテジー (野村 S M A 向け)	78,943,609円	65,616,341円
2 . 受益権の総数	3,937,324,821□	3,604,034,809□
3.元本の欠損	純資産額が元本総額を下	純資産額が元本総額を下回っ
	回っており、その差額は	ており、その差額は210,881,041
	434,265,936円であります。	円であります。

(金融商品に関する注記) 金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2013年3月13日 至 2014年3月12日	自 2014年 3 月13日 至 2014年 9 月12日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 2.時価の算定方法	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融証券商品に同価金融では、価値で決しては、価値で決しては、価値で決しているを時価に当ます。 (2)有価に要な会計方針に係る事項に関価基準及の計算のに係証・の方法は、同種のに記載がない場合に対しております。に関価を対しております。に関価を対しております。に関値を対しておいるには、同種のに記載がは、同種のに記載がは、同種のに記載がは、同種のに記載が、に関いないは、同様のに記載が、に関いないないのには、同様のに関係を対しているには、同様のに関係を対しているには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	同左 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	く価額を合理的に算定された価額としております。 (3) デリバティブ取引等に関すする注象を言うでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	(3) デリバティブ取引 同左 同左

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

# (1) 株式関連

		(2	014年 3	月12日現在)		(2014年9月12日現在)				
分	<b>種</b> 類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 ( 円 )	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	
	株価指数先物取引									
市場取引	建	2,541,827,663		2,538,420,957		3,404,052,705	-	3,460,603,952	56,551,247	
	売 建	1,330,649,729	ı	1,366,911,044	36,261,315	1,533,032,704	ı	1,576,882,719	43,850,015	
É	計	3,872,477,392		3,905,332,001		4,937,085,409	-	5,037,486,671	12,701,232	

#### (2)債券関連

	(2) 良力民任											
		(2	014年 3	月12日現在)	(2014年9月12日現在)							
分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 ( 円 )	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)			
	債 券 先 物 取引											
市場取引	買建	880,980,859	-	874,710,532	6,270,327	701,302,459	-	698,919,867	2,382,592			
31	売 建	1,825,824,514	1	1,822,691,556	3,132,958	-	1	-	-			
É	計	2,706,805,373	-	2,697,402,088	3,137,369	701,302,459	-	698,919,867	2,382,592			

EDINET提出書類

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(3) 通貨関連

	(	, ,							
	(2	014年3月	12日現在)		(2014年9月12日現在)				
分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 ( 円 )	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 ( 円 )	評価損益

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

14 ++ -1			·		訂正	有価証券届	出書(内国投資信託	发益証券) T
為替予約取引								
米ドル	-	-	-	-	319,509,000	-	321,360,000	1,851,000
カナダ   ドル	-	-	-	-	1,159,452,826	-	1,161,240,000	1,787,174
	-	-	-	-	344,405,000	-	346,250,000	1,845,000
英ポン ド	753,031,562	-	747,293,750	5,737,812	415,426,912	-	423,710,625	8,283,713
ウェー デンク ローナ	-	-	-	-	657,993,600	-	660,000,000	2,006,400
ウェー クロー	1,507,730,400	-	1,513,600,000	5,869,600	567,332,024	-	568,820,000	1,487,970
オーストラリ	-	-	-	-	2,245,464,700	-	2,225,250,000	20,214,700
i ーユ   ジーラ   ンドド   ル	1,747,784,800	-	1,744,674,000	3,110,800	564,866,250	-	563,940,000	926,250
	3 172 611 144	_	3 172 510 800	100 344	3 073 322 330	_	3 101 552 480	-
				·		_	3,101,332,400	28,230,150
ドル	3,365,525,800	-	3,363,724,000	1,801,800	-	-	-	-
그-미	232,366,875	-	231,643,750	723,125	1,881,570,625	-	1,904,375,000	22,804,375
スイスフラン	-	-	-	-	823,731,235	-	830,270,000	
ウェー デンク ローナ	1,127,616,700	-	1,127,700,000	83,300	1,818,446,600	-	1,830,000,000	11,553,400
ウェー クロー	-	-	-	-	233,520,000	-	234,220,000	700,000
オース トラリ アドル	18,519,200	-	18,314,000	205,200	841,838,100	-	841,725,000	113,100
ーュー ジーラ ンドド ル	-	-	-	-	451,144,200	-	451,152,000	7,800
'	11,925,186,481	-	11,919,460,300	231,843	15,398,023,402	-	15,463,865,105	73,601,07
	買 米 カド ユ 英ドスウデロノウクネオトアニジンル 売 米 カド ユ スフスウデロノウクネオトアニジンル建 ド ナル ー ポー・ェンー・ェロ・ーラドュード・建 ド ナル ー イラ・ェンー・ェロ・ーラドュード・ル ダーロ ン・・ークナルーー・スリルーラド・・・ル ダーロ スン・ークナルーー・スリルーラド	約買 米カドユ英ドスウデロノウクネオトアニジンル売 米 カドユ スフスウデロノウクネオトアニジンル売 米 カドユ スフスウデロノウクネオトアニジンル売 米 カドユ スフスウデロノウクネオトアニジンルルー スリルーラド ロ スン ークナルーー スリルーラド ロ スン ークナルーー スリルーラド 1,127,616,700 ロスン ークナルーー スリルーラドコード 18,519,200 コミュード 18,519,200 ロスン ロ 1,127,616,700 ロスン ロ 1,127,616,700 ロスン ロ 1,127,616,700 ロスコスウデロノウクネオトアニジンル 18,519,200 ロスコード 18,519,200 ロスコート 18,519,200 ロスコード 18,519,200 ロスコート 18,519,200 ロスコード 18,519,200 ロスコート 18	約買 米カドコ 英ドスウデロノウクネオトアニジンル 売 米 カド コ スフスウデロノウクネオトアニジンル 売 米 カド コ スフスウデロノウクネオトアニジンル 売 米 カド コ スフスウデロノウクネオトアニジンル ラドュード コークナルーー スリルーラド コークナルーー スリルーラド コークナルーー スリルーラド コークナルーー スリルーラドコード コークナルーー スリルーラド コークナルーー スリルーラド コークナルーー スリルーラド コード コード コーク カイトアニジンル 1,127,616,700 ー コーラドュード コークナルーー スリルーラド コード コークナルーー スリルーラド コード コートアニジンルーカード コートアニジンルーラ コート コートアニジンルーラ コート コートアニジンルーラ コート コートアニジンルーラ コート コートアニジンルーラ コート コートアニジンルーラ コート コート コートアニジンルーラード コート コートアニジンルーラード コート コート コートアニジンルーラード コート コート コート・コート コート・コート コート・コート・コート・コート・コート・コート・コート・コート・コート・コート・	約取引   買建   米ドル	約取引 買建 米ドル	約取引   買建   米ドル	約取引   関連   米ドル	割取引 責建 米ドル カナダ ドル ユーロ

(注)時価の算定方法

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### ・先物取引

- 1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2.主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

#### ・為替予約取引

- 1.対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - (1)予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2.対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

#### (1口当たり情報)

項目	(2014年3月12日現在)	(2014年9月12日現在)
1口当たり純資産額	0.8897円	0.9415円

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

次へ

# 2 ファンドの現況

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」については、以下の内容に更新されます。

#### <訂正・更新後>

#### 純資産額計算書

(2014年9月30日現在)

資産総額 1,721,550,088円 負債総額 2,263,017円 純資産総額( - ) 1,719,287,071円 発行済口数 2,372,067,147口

1口当たり純資産額( / )

0.7248円

#### 参考情報

< G S グローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンド > (2014年 9 月30日現在)

資産総額 3,622,130,643円 負債総額 291,181,792円 純資産総額(-) 3,330,948,851円 発行済口数 3,550,638,409口 1口当たり純資産額(/) 0.9381円

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

### 2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」については、下記の内容に更新されます。

## <訂正・更新後>

#### 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとと もに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2014年10月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(円)		
追加型株式投資信託	102	1,506,522,368,375		
合計	102	1,506,522,368,375		



### 3 委託会社等の経理状況

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」については、下記の内 容に更新されます。

#### <訂正・更新後>

### 1.財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務 諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府 令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

## 2 . 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31 日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## (1)貸借対照表

期別		(平成25	第18期 5年 3 月31日現在	E)	第19期 (平成26年 3 月31日現在)			
			資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
		千円	千円	%	千円	千円	%	
流動資産								
現金・預金			3,799,436			6,190,481		
有価証券			10,197,717			15,497,189		
支払委託金			51			38		
収益分配金		51			38			
未収委託者報酬			1,349,584			1,629,300		
未収運用受託報酬			1,052,020			1,149,245		
未収収益			250,263			90,505		
立替金			58,689			2		
預け金			-			2,290		
繰延税金資産			655,118			810,563		
流動資産計			17,362,882	78.5		25,369,618	88.8	
固定資産								
投資その他の資産			4,744,062			3,209,508		
投資有価証券		3,515,336			1,515,755			
長期差入保証金		10,000			10,000			
繰延税金資産		1,218,726			1,683,753			
固定資産計			4,744,062	21.5		3,209,508	11.2	
資産合計			22,106,945	100.0		28,579,127	100.0	

期別	第18期 (平成25年 3 月31日現在)			第19期 (平成26年 3 月31日現在)			
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			296			265	
未払金			533,934			539,515	
未払収益分配金		177			203		
未払償還金		72			72		
未払手数料		533,685			539,240		
未払費用			2,373,586			3,077,924	
未払法人税等			678,381			2,327,419	
未払消費税等			99,850			154,504	
流動負債計			3,686,048	16.7		6,099,629	21.3
固定負債							
長期未払費用			3,835,760			5,436,742	
役員退職慰労引当金			222,911			174,176	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			4,059,322	18.4		5,611,569	19.6
負債合計			7,745,371	35.0		11,711,198	41.0

期別	第18期 (平成25年 3 月31日現在)			第19期 (平成26年 3 月31日現在)			
	純資産の部						
科目 注記 内訳 金額 構成比					内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			13,224,106			15,752,528	
その他利益剰余金		13,224,106			15,752,528		
繰越利益剰余金		13,224,106			15,752,528		
株主資本合計			14,104,106	63.8		16,632,528	58.2
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		257,467			235,400		
評価・換算差額等合計			257,467	1.2		235,400	0.8
純資産合計			14,361,574	65.0		16,867,928	59.0
負債・純資産合計			22,106,945	100.0		28,579,127	100.0

## (2)損益計算書

		期別		第18期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日				第19期 成25年4月1日 成26年3月31日	
	科目 注: 番		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			10,394,695			13,635,195	
		運用受託報酬			5,903,536			9,656,904	
		その他営業収益	* 2		5,346,245			6,207,085	
		営業収益計			21,644,477	100.0		29,499,185	100.0
		営業費用							
		支払手数料			4,828,407			6,962,756	
		広告宣伝費			356,368			144,681	
		調査費			4,843,198			5,933,889	
		委託調査費	* 2	4,843,198			5,933,889		
		委託計算費			187,048			223,678	
		営業雑経費			412,224			461,100	
		通信費		254,451			255,040		
		印刷費		128,462			177,694		
	営業	協会費		29,310			28,365		
常	営業損	営業費用計			10,627,248	49.1		13,726,106	46.5
経常損益の部	益の	一般管理費							
0	部	給料			6,758,363			7,256,790	
一部		役員報酬		178,109			206,318		
		給料・手当		2,621,391			2,653,784		
		賞与		1,291,499			1,204,783		
		株式従業員報酬	* 1	807,717			1,588,176		
		その他の報酬		1,859,646			1,603,726		
		交際費			38,921			51,545	
		寄付金			19,338			21,662	
		旅費交通費			167,344			180,749	
		租税公課			49,118			132,233	
		不動産賃借料			482,119			563,642	
		退職給付費用			843,772			1,238,747	
		事務委託費			457,831			381,217	
		諸経費			1,084,126			1,348,001	
		一般管理費計			9,900,937	45.7		11,174,589	37.9
		営業利益			1,116,291	5.2		4,598,489	15.6

期別		第18期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日			第19期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日				
	注記 科目 番号		注記 番号	内訳 金額 構成比		内訳	金額	構成比	
		営業外収益							
		収益分配金			68,834			104,727	
		受取利息			16,255			17,522	
		投資有価証券売却益			-			320,553	
	 	為替差益			14,373			-	
経常	業	雑益			52			1,661	
経常損益の	営業外損益	営業外収益計			99,515	0.5		444,464	1.5
益	担益	営業外費用							
部	の部	支払利息			26			-	
	引	株式従業員報酬	* 1		257,196			292,295	
		為替差損			-			40,483	
		投資有価証券売却損			-			491	
		営業外費用計			257,223	1.2		333,269	1.1
		経常利益			958,583	4.4		4,709,683	16.0
税	税引前当期純利益				958,583	4.4		4,709,683	16.0
法	法人税、住民税及び事業税				1,030,076	4.8		2,774,220	9.4
法	人税	等調整額			373,921	1.7		592,957	2.0
当	期純	利益			302,428	1.4		2,528,421	8.6

## (3)株主資本等変動計算書

## 第18期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位:千円)

								(十四・113)	
			評価・換	算差額等					
		資本乗	余金	利益乗	制余金				
	資本金	資本準備	資本剰余	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合 計	その他 有価証 券評価	評価・ 換算差 額等合 計	純資産合計
		金	金合計	繰越利益剰 余金	合計		差額金		
平成24年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	12,921,678	12,921,678	13,801,678	52,406	52,406	13,854,085
事業年度中の変動額									
当期純利益				302,428	302,428	302,428			302,428
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)							205,061	205,061	205,061
事業年度中の変動額合 計	-	-	-	302,428	302,428	302,428	205,061	205,061	507,489
平成25年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,224,106	13,224,106	14,104,106	257,467	257,467	14,361,574

## 第19期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位:千円)

			評価・換算差額等						
		資本乗	制余金	利益乗	制余金				
	資本金	資本準備	資本剰余	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合 計	その他 有価証 券評価	評価・ 換算差 額等合	純資産合計
			合計		差額金	計			
平成25年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	13,224,106	13,224,106	14,104,106	257,467	257,467	14,361,574
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,528,421	2,528,421	2,528,421			2,528,421
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)							22,067	22,067	22,067
事業年度中の変動額合 計	1	1	-	2,528,421	2,528,421	2,528,421	22,067	22,067	2,506,354
平成26年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,752,528	15,752,528	16,632,528	235,400	235,400	16,867,928

## 重要な会計方針

重要な会計方針	
1 . 有価証券の評価基準及び	その他有価証券
評価方法	時価のあるもの
	時価をもって貸借対照表価額とし、取
	得原価(移動平均法による原価法)ない
	し償却原価との評価差額については全部
	純資産直入法によっております。
	時価のないもの
	移動平均法による原価法によっており
	ます。
2 . 引当金の計上基準	(1)役員退職慰労引当金
	役員退職慰労金の支出に備えて、当
	社内規に基づく期末要支給見積額を計
	上しております。
	(2)貸倒引当金
	貸倒懸念債権等特定の債権について
	は個別に回収可能性を勘案し、回収不
	能見込額を計上しております。 
	(3)金融商品取引責任準備金
	金融商品取引事故による損失に備え
	るため、金融商品取引法第46条の5第
	1項に基づく責任準備金を計上してお
	ります。
3.その他財務諸表作成のた	(1)株式従業員報酬の会計処理方法
めの基本となる重要な事	役員及び従業員に付与されておりま
項 	す、ザ・ゴールドマン・サックス・グ
	ループ・インク株式に係る報酬につい
	ては、企業会計基準第8号「ストッ
	ク・オブション等に関する会計基準」   元が今光会計算法第四形分第44日「フ
	及び企業会計基準適用指針第11号「ス
	トック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日
	学の週用指載」に学して、権利的国口   公正価値及び付与された株数に基づき
	計算される費用を権利確定計算期間に
	お昇される真角を権利権を計算期間に   わたり人件費(営業費用及び一般管理
	うたり入げ貝(言葉貝用及び   放旨性   費)として処理しております。また、
	買っこりと処理していりより。るだ、   ザ・ゴールドマン・サックス・グルー
	ヮ ヿ ルーヽ゚゚ヮ ヮヮヮ゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚ヮ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚
	クー・ファの& O コール・マン・ック   クス・ジャパン・ホールディングス有
	限会社との契約に基づき当社が負担す
	る、権利付与日以降の株価の変動によ
	リ発生する損益については営業外損益
	として処理しております。
	(2)消費税等の会計処理
	消費税及び地方消費税の会計処理
	は、税抜方式によっております。

## 注記事項

# (貸借対照表関係)

第18期	第19期
(平成25年 3 月31日現在)	(平成26年 3 月31日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## ( 損益計算書関係 )

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第19期 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
* 1 株式従業員報酬	* 1 株式従業員報酬
役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴール	同左
ドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報	
酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与さ	
れた株数に基づき算出し配賦されております。	
* 2 関係会社項目	* 2 関係会社項目
関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれ	同左
ております。	
営業収益	営業収益
その他営業収益 5,294,986千円	その他営業収益 6,098,382千円
営業費用	営業費用
委託調査費 4,843,198千円	委託調査費 5,933,889千円

### (株主資本等変動計算書関係)

第18期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

### 1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,400	-	-	6,400

## 配当に関する事項 該当事項はありません。

第19期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,400	1	•	6,400

## 2.配当に関する事項 該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第19期 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項	同左
はありません。	

(金融商品関係)

#### 第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる 業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

#### 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

#### 信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、 定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

#### 市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

#### 流動性および資金調達リスク

当社は総資産の60%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,799,436	3,799,436	-
有価証券			
その他有価証券	10,197,717	10,197,717	-
未収委託者報酬	1,349,584	1,349,584	-
未収運用受託報酬	1,052,020	1,052,020	-
投資有価証券			
その他投資有価証券	3,515,336	3,515,336	-

## 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、 直近の基準価額によっております。

### 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位:千円)

						( 1 12 + 1 13 /
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	3,799,436	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるも の	10,200,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,349,584	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,052,020	-	-	-	-	-

第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる 業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コ マーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有してお ります。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定 する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

### 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

#### 信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、 定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

#### 市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

#### 流動性および資金調達リスク

当社は総資産の75%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	6,190,481	6,190,481	-
有価証券			
その他有価証券	15,497,189	15,497,189	-
未収委託者報酬	1,629,300	1,629,300	-
未収運用受託報酬	1,149,245	1,149,245	-
投資有価証券			
その他投資有価証券	1,515,755	1,515,755	-

## 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、 直近の基準価額によっております。

### 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位:千円)

-						( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	6,190,481	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるも の	15,500,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,629,300	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,149,245	-	-	-	-	-

491

## (有価証券関係)

(有価証	<b> </b>										
第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)					第19期 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)						
1.その他有価	証券で	詩価のあるも	თ		T	1.その他有価	証券	きで時	価のあるも	<b>の</b>	
区分	種類	取得原価(千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)		区分	種	重類	取得原価(千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信訊	3,100,000	3,515,336	415,336		貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資	信託	1,140,000	1,505,843	365,843
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	10,197,717	10,197,717	-		貸借対照表計上 額が取得原価を	投資	信託	10,000	9,912	88
				超えないもの		?ー ァル・ -パー	15,497,189	15,497,189	-		
2 . 当事業年度中に売却したその他有価証券				2 . 当事業年度	要中に	売却	したその他	有価証券	_		
売却額(千円) 売却益の合計額 売却損の合計額 (千円) (千円)						売却額(千円	)		  益の合計額 ( 千円 )		の合計額 -円)

## (デリバティブ取引関係)

1,900,000

( T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	
第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第19期 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、	同左
該当事項はありません。	

2,610,062

320,553

## (退職給付関係)

第18期 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	第19期 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
1 . 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。 2 . 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付 費用負担金相当額を、退職給付費用として計上してお ります。	<ul><li>1.採用している退職給付制度の概要 同左</li><li>2.退職給付費用に関する事項 同左</li></ul>

## (税効果会計関係)

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	∃ ∃)	第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の	発生の主な原因別	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別		
内訳		内訳		
繰延税金資産 (流動資産)		繰延税金資産 (流動資産)		
未払費用	592,366千円	未払費用	634,857千円	
未払事業税	54,579	未払事業税	165,496	
その他	8,172	その他	10,209	
小計	655,118	小計	810,563	
繰延税金負債 (流動負債)		繰延税金負債 (流動負債)		
小計		小計	<u>-</u>	
繰延税金資産(流動資産) の純額	655,118	繰延税金資産(流動資産) の純額 -	810,563	
繰延税金資産 ( 固定資産 )		繰延税金資産 (固定資産)		
長期未払費用	1,239,518	長期未払費用	1,702,486	
役員退職慰労引当金	80,193	役員退職慰労引当金	70,593	
その他	56,884	その他	41,028	
小計	1,376,595	小計	1,814,108	
繰延税金負債 ( 固定負債 )		繰延税金負債 ( 固定負債 )		
その他有価証券評価差額金	157,869	その他有価証券評価差額金	130,355	
小計	157,869	小計	130,355	
繰延税金資産(固定資産) の純額	1,218,726千円	繰延税金資産(固定資産) の純額 -	1,683,753千円	
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後	の法人税等の負担	┃ ┃ 2 .法定実効税率と税効果会計適用後の	法人税等の負担	
率との間に重要な差異があるとき	の、当該差異の原	率との間に重要な差異があるときの	D、当該差異の原	
因となった主要な項目別の内訳		因となった主要な項目別の内訳		
法定実効税率	38.01 %	法定実効税率	38.01 %	
(調整)		(調整)		
賞与等永久に損金に算入されない 項目	26.89 %	賞与等永久に損金に算入されない 項目	7.42 %	
その他	3.55 %	その他	0.89 %	
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	68.45 %	税効果会計適用後の法人税等の負 担率 -	46.31 %	
		=		

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第18期 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延	3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延
税金負債の金額の修正	税金負債の金額の修正
該当事項はありません。	「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年
	法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、「東
	日本大震災からの復興のための施策を実施するため
	に必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23
	年法律第117号)により開始され、平成26年4月1
	日に開始する事業年度まで適用される予定だった復
	興特別法人税が、平成25年4月1日に開始する事業
	年度をもって廃止されることとなりました。これに
	伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用
	する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する
	事業年度に解消が見込まれる一時差異について従来
	の38.01%から35.64%となります。この税率変更に
	より、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を
	控除した金額)は45百万円減少し、法人税等調整額
	が53百万円増加しております。
4 . 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のそ	4 . 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のそ
の内容及び影響	の内容及び影響

該当事項はありません。

該当事項はありません。

#### (セグメント情報等)

第18期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

#### [セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

### [関連情報]

1.製品及びサービスに関する情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	10,394,695	5,903,536	5,346,245	21,644,477

#### 2.地域ごとの情報

### (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計		
19,592,948	2,051,528	21,644,477		

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

#### (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第19期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## [ セグメント情報 ]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

#### [関連情報]

1.製品及びサービスに関する情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	13,635,195	9,656,904	6,207,085	29,499,185

#### 2.地域ごとの情報

### (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	米国	その他	合計	
24,320,243	4,007,386	1,171,554	29,499,185	

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

## 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

#### 第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

### 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ゴールドマ ン・サック ス・アセッ	アメリカ合衆国	293	投資顧問業	被所有	投資助言	その他営業収益(注1)	5,294,986		
祝云红	ト・マネジ メント・エ ル・ピー	ニュー ヨーク州	百万ドル	<b>投</b> 員麒 □耒	直接 99%	<b>投</b> 員助告	委託調査費の 支払(注1)	4,843,198		

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

### 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

#### 兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社 の子会	ゴールドマ ン・サック	東京都港区	83,616 ***********************************	金融商品取		業務委託 役員の兼 任	兼務従業員の 人件費等の支	2,408,126	有価証券	10,197,717
社	ス証券株式   会社 		百万円	5  乗		有価証券 の購入	払(注1)		未払費用	309,903
如人址	ゴールドマ ン・サック			ゴールドマ ン・サック		従業員出	出向者に関す る人件費等の 負担金 (注2)		未払費用	1,335,190
制会社 の子会 社	ス・ジャパ ン・ホール ディングス 有限会社	東京都港区	100 百万円	ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託		向受入等 役員の兼 任	営業費用及 び一般管理 費	6,694,581	長期未払 費用	3,706,199
							株式従業員 報酬	230,495		
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・バン ク・USA	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	20,667 百万ドル	銀行業		現金の預入			現金・預金	579,001

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。
- (注2)ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員 及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

#### 親会社又は重要な関連会社に関する注記

#### 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ( 未上場 )

### 第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

#### 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
朝 <b>今</b> 社	ゴールドマ ン・サック ス・アセッ	アメリカ合衆国	276	276	被所有	11 78 11 1	その他営業収益(注1)	6,098,382		
,就 云 仁 	<sup>税芸社</sup>   ト・マネジ   ニ <i>=</i>	ニュー ヨーク州	百万ドル	投資顧問業	直接 99%	投資助言	委託調査費の 支払(注1)	5,933,889		

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

#### 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社 の子会	ゴールドマ ン・サック ス証券株式	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		業務委託 役員の兼 任	兼務従業員の 人件費等の支	2,207,798	有価証券	15,497,189
社	会社		日川口	71未		有価証券 の購入	払(注1)		未払費用	278,488
如人让	ゴールドマ ン・サック			ゴールドマ ン・サック		従業員出	出向者に関する人件費等の 負担金 (注2)		未払費用	2,505,305
制会社 の子会 社	ス・ジャパ ン・ホール ディングス 有限会社	東京都港区	100 百万円	ス・グループ人事・総務・施設管理業務受託		向受入等 役員の兼 任	営業費用及 び一般管理 費	8,427,134	長期未払費用	5,560,064
							株式従業員 報酬	272,838		
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・バン ク・USA	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	20,667 百万ドル	銀行業		現金の預 入			現金・預 金	1,760,744
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック スト・メン ト・ジー F.LC	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	25 百万ドル	投資顧問業		投資助言	運用受託報酬 (注3)	3,329,598		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。
- (注2)ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員 及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

(注3)運用受託報酬に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

### 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

## (1株当たり情報)

第18期 (自 平成24年4月 至 平成25年3月3		第19期 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)		
1 株当たり純資産額	2,243,995円98銭	1株当たり純資産額	2,635,613円85銭	
1 株当たり当期純利益金額	47,254円38銭	1株当たり当期純利益金額	395,065円83銭	
損益計算書上の当期純利益	302,428千円	損益計算書上の当期純利益	2,528,421千円	
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	302,428千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,528,421千円	
差額	-	差額	-	
期中平均株式数		期中平均株式数		
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株	
なお、潜在株式調整後1株当たり いては、新株予約権付社債等潜在株 ておりません。		同左		

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

### 独立監査人の中間監査報告書

平成26年10月15日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGSグローバル・マーケット・ストラテジー(年1回決算型)の平成26年3月13日から平成26年9月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、GSグローバル・マーケット・ストラテジー(年1回決算型)の平成26年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成26年3月13日から平成26年9月12日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途 保管しております。
- (注2)財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

### 独立監査人の監査報告書

平成26年6月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>( )</sup>上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。